

「麻しんに関する特定感染症予防指針」の見直しについて

課題

- 平成 24 年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標に、麻しんを特に総合的に予防対策に取り組むべき感染症として位置づけ、「麻しんに関する特定感染症予防指針」を策定（平成 19 年 12 月 28 日）。当該指針は、少なくとも 5 年毎に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することとされている。
- 指針の策定以後、麻しんの患者数が大幅に減少する等、対策の成果があがっているが、現時点において、年間 400 名以上の麻しん患者が発生しており、指針に掲げられた WPRO での目標（2012 年までに麻しんの排除：指針制定当時の基準によると、人口 100 万人当たり年間 1 例未満＝年間 127 例）は未達成であり、麻しん対策の更なる取り組みが必要。

対応方針（案）

- 厚生科学審議会感染症分科会感染症部会の下に麻しんに関する小委員会（仮称）を設置して、麻しんに関する特定感染症予防指針の見直しを検討。

検討のスケジュール（案）

平成 24 年 4 月

麻しんに関する小委員会（仮称）の設置

小委員会を 3～4 回開催

指針の見直し案をとりまとめ、感染症部会に提出

秋頃

感染症部会にて検討、答申

12 月頃メド

指針を改定し、告示